

社会全体の動きを作り、取組の輪を広げる！

～健康づくり行動を実践できる都民の育成を目指して～

北多摩北部保健医療圏

実施年度	開始 平成25年度 終了（予定） 平成27年度
背景	多摩小平保健所では、「都民の健康で安全・安心して生活できる豊かな人生の実現」を目標に、「北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン」を作成し取組んでいる。 本プランにおいては、市民、各関係機関・団体等が健康生活へ向けた動きを作り出す“動きをつくる健康ほくほくプラン”として、①たばこの害をなくそう②こころの健康づくりをすすめよう③新型インフルエンザに備えよう④食品の安全を確保する⑤子供の急なケガや病気にあわてないために、の5項目を設定している。今後、これらの5項目に係る取組の輪を広げるためには、都民の健康行動の変容に向けた啓発手法の開発・実践により、活用度の高い効果的な動きをつくりだしていく必要がある。そのため、所内にプロジェクトチームを設置し、3年計画の課題別地域保健医療推進プランとして重点的に取り組むこととした。
目標	動きをつくる5項目について、年度ごとに重点項目を定め、ソーシャルキャピタルを活用した効果的な啓発手法を開発・実践することにより、都民の健康行動の変容を促し、取組の輪を広げる。 啓発効果については、5項目それぞれに共通の評価視点「知る、変わる、広める」に基づくアンケート調査等を実施し、検証した上で、健康づくり行動を実践できる都民の育成手法としてまとめ、活用していく。
事業内容	【平成25年度】5項目の取組のうち下記2項目について重点的に取り組み、既存のソーシャルキャピタルを活用して普及啓発を行った。 項目④食品の安全を確保する *都民向けリスクコミュニケーション事業を実施し、意見交換やアンケート等を通して食品の安全への関心を高め、理解に応じた普及啓発を実施 項目⑤子供の急なケガや病気にあわてないために *圏域5市で乳幼児健診の機会を利用し、東京消防庁救急相談センター「＃7119」や小児救急電話相談「＃8000」の認知度の調査を実施 *電話相談先普及啓発物を作成・配布 【平成26年度】5項目のうち下記2項目について重点的に取り組み、飲食店や福祉施設、学校など従来アプローチをしてこなかったソーシャルキャピタルを新たに活用して普及啓発を行った。 項目①たばこの害をなくそう *食品衛生講習会に参加した飲食店等を対象に、たばこ対策についての調査を実施 項目③新型インフルエンザに備えよう *普及啓発グッズを作成し、圏域の福祉施設や学校等関係機関に配布 【平成27年度】情報の受け手側に立ったITの活用による啓発手法の検討・開発に取り組む。また、下記項目についてソーシャルキャピタルを活用した啓発手法の検討・開発に取り組む。 項目②こころの健康づくりをすすめよう *学校保健と地域保健の連携会議を活用し、専門家の協力も得ながら小学校高学年生向け自殺対策啓発媒体を作成・配布
評価	平成25年度、26年度は、5項目の取組について、それぞれ団体や学校、高齢者施設、市などのソーシャルキャピタルを活用した啓発手法を開発し、実践した。 都民に向けた普及啓発を実践するとともに、啓発ツールの作成や活用プロセスに多くの関係者に参画してもらうことにより、ソーシャルキャピタルの連携の強化を図ることができ、さらに、効果的な啓発手法の検討に向けたヒントが得られた。
問い合わせ先	多摩小平保健所 企画調整課 企画調整係 電話 042-450-3111 ファクシミリ 042-450-3261 E-mail S0000351@section.metro.tokyo.jp

事業背景

北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランでは、対策の重点化を図るため、住民、各関係機関・団体等が健康生活へ向けた動きを作り出す取組として「動きをつくる健康ほくほくプラン」の5項目①たばこの害をなくそう、②こころの健康づくりをすすめよう、③新型インフルエンザに備えよう、④食品の安全を確保する、⑤子供の急なケガや病気にあわてないために、を独自に設定している。

多摩小平保健所では、これら5項目について、従来の取組に加え新たな啓発手法を開発し、その普及や継続的な健康教育によって、「社会全体の動きを作り、取組の輪を広げる」ことを目途に、課題別地域保健医療推進プランとして取り組むこととし、地域保健医療推進プランの中間評価年である平成27年度までの3か年計画で、圏域内のソーシャルキャピタル¹を活用した、健康なまちづくりに向けた環境整備を図ることとした。

事業目標

平成25年度からの3年間で、各項目ごとに年次計画をたて、効果的な普及啓発手法の開発、実践、評価を行う。

評価に当たっては共通の評価視点「知る、変わる、広める」に基づくアンケートを実施し、改善した上で、「健康づくり行動を実践できる都民の育成手法」としてまとめる。(表1)

【表 1】 3 年間のすすめ方

動きをつくる健康ほくほくプラン５項目		重点項目実施年度		
		25	26	27
①	たばこの害をなくそう			
②	こころの健康づくりをすすめよう			
③	新型インフルエンザに備えよう			
④	食品の安全を確保する			
⑤	子供の急なケガや病気にあわてないために			

平成26年度事業実績

1 平成26年度重点項目の取組

たばこの害をなくそう

(1) 目標

健康増進法に基づき、たばこによる健康影響の防止を図るため、「受動喫煙防止対策」「喫煙の健康影響についての普及啓発」「禁煙希望者への支援」に取り組む。

(2) 取組内容

ア 受動喫煙防止対策

- (イ) 理容所・美容所、飲食店などへの立入検査や食品衛生実務講習会Aを活用し、受動喫煙対策のリーフレット、ステッカーを配布
- (イ) 今後の啓発方法を検討するため、「飲食店等での受動喫煙防止に向けた取組に関するアンケート」を実施

食品衛生実務講習会Aの参加者を対象にアンケートにより、圏域飲食店の受動喫煙防止対策の実施状況を把握した。

【調査日】 平成26年10月2日、10月9日、10月20日、11月5日

¹ ソーシャルキャピタル：地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワーク等といった社会関係資本等

【回収状況】 アンケート配布数：797、 回答者数：179（回答率22.5%）

【アンケートの主な結果】

○全体の58%の施設で禁煙、分煙などの受動喫煙の防止の取組を行っており、そのうちの51%の施設が禁煙・分煙の表示を行っている。

○受動喫煙防止の取組内容としては、全面禁煙をおこなっている施設は56%、完全分煙、空間分煙、時間分煙などの分煙を行っている施設は35%であった。

○受動喫煙防止の取組を行っていない施設は全体の40%あった。そのうち、42%はバー、スナック等酒場関係であった。

【「飲食店における受動喫煙防止に向けた取組状況調査（平成25年度）」（都福祉保健局）との比較】

※保健所調査の回答施設からその他（給食施設等）を除いた92施設と比較（表2）

※都調査の対象は無作為抽出の4,000店、回収率26.5%

【表2】保健所調査と都調査の比較

取組状況	多摩小平	東京都
受動喫煙防止の取組を行っている	42.4%	42.4%
受動喫煙防止の取組内容（全面禁煙実施施設）	56.4%	21.3%
禁煙・分煙取組の表示をしている	61.5%	51.3%
今後受動喫煙防止に取り組む予定がある	9.4%	20.1%

イ 喫煙の健康影響についての普及啓発

○たばこによる健康影響の防止を図るため、保健所ホームページに、「たばこ対策」のページを新設し、① たばこによる健康影響、② 受動喫煙防止対策、③ 保健所における普及啓発物品の貸し出し、④ 東京都の取組 について周知（平成26年3月～）

○「FM西東京」及び地域誌を活用した都民への普及啓発の実施

ウ 禁煙希望者への支援

多摩小平保健所ホームページ「たばこ対策」に禁煙外来の案内を追加（平成27年2月～）

（3） まとめ

平成26年度の「たばこの害をなくそう」の取組は、たばこの健康被害や取り組み方法について知ってもらうこと、「知る、変わる、広める」のうち、健康行動の第一段階としての「知る」を主として行った。まず、アンケート結果から、当圏域では全面禁煙を行っている施設が56.4%あり、都調査の21.3%と比較して比較的進んでいることが伺えた。

取組を行っていない施設の今後取り組む予定のない理由として、保健所調査、都調査共に「スペースの構造上効果的な分煙が難しい」とあげている施設が最も多かった。このため、これらの施設への受動喫煙防止対策を推進するには、具体的な対策事例の提供などの工夫が必要と思われた。

平成27年度は、アンケート結果を踏まえ、啓発チラシを作成し、各施設に対し「変わる」ための方策の紹介を行っていく。また、健康推進員による受動喫煙防止に関する取組の紹介や都民の意識の醸成による個々の取組など、地域におけるソーシャルキャピタルを活用しつつ、「広める」につなげていく。

新型インフルエンザに備えよう

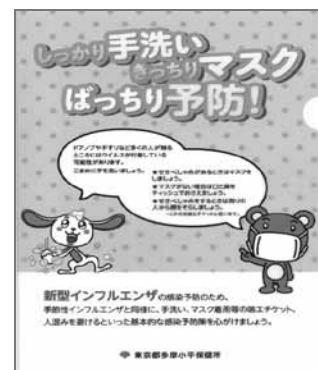
（1） 目標

新型インフルエンザ等に関する正しい知識と感染予防策を市民に普及させる。

（2） 取組内容

ア クリアファイル等の作成・配布

- (ア) 新型インフルエンザの発生に備え、感染予防策である手洗いとマスク着用等の咳エチケットを心がけることを促すため、「しっかり手洗い、きっちりマスク、ばっちり予防！」というキャッチコピーを付したクリアファイルを作成。
- (イ) クリアファイルに差し込む印刷物として、新型インフルエンザの特徴や、新型インフルエンザ発生時の医療機関の受診方法等を記載した説明資料を作成。
- (ウ) 新型インフルエンザの感染リスクが高いとされる管内施設528か所に対し、教職員向けとして約10,000部を発送し、身近な人（児童、生徒、保護者、利用者等）に対する普及啓発の協力を依頼。



【クリアファイル】

【配布先】

保育所（認可外を含む）・幼稚園（204所）、小・中・高校・特別支援学校（149件）
 児童養護施設（6件）、高齢者施設（入所のみ）・グループホーム（112件）
 障害者（児）施設（入所のみ）・グループホーム（57件）

イ アンケート調査の実施

クリアファイル配布時にアンケートを実施し、クリアファイルを受け取った相手方の「知る、変わる、広める」を検証した。

【実施期間】 平成26年11月下旬から平成26年12月下旬まで

【実施方法】 クリアファイル配布時にアンケート用紙を同封し、郵送で回収

【回収状況】 回収数：340施設（回収率64.4%）

【アンケートの主な結果】

- 手洗いや咳エチケットが重要であることを「よく知っていた」施設は94%であった。
- 新型インフルエンザ発生時において、「受診前に必ず電話相談センターに電話相談をすること」については、「よく知っていた」、「ある程度知っていた」を合わせても65%に留まった。
- 今回得た新型インフルエンザ予防策の情報について、98%の方が「実践していこうと思う」と回答している。
- 保健所に期待することとして、「情報提供」や「発生時の対応についての相談」を望む声が多かった。

(3) まとめ

新型インフルエンザ等に関する正しい知識と感染予防策を広く都民に知らせるため、学校や福祉施設等のソーシャルキャピタルを介した普及啓発を行った。

普及啓発に当たっては、受け取った側が保存し、必要な時に活用することができるものとしてクリアファイルを作成し、中に印刷物を入れ込んで配布することとした。また、情報提供に当たっては、紙媒体による啓発方法では正確な情報を迅速に提供するのに限界があることから、QRコードを入れ込み、保健所ホームページへ簡単にアクセスできるようにした。

クリアファイル配布時に実施した上記のアンケートの結果から、今回の配布物の活用について、7割近くが「新型インフルエンザ発生に備えて保管しておく」、「関係者への説明に使う」と回答しており、一定の効果があったものと考えられる。

同時に、新型インフルエンザ発生時の受診方法が理解されていないことが明らかになったため、保健所ホームページにおいて医療機関を直接受診せずに、「新型インフルエンザ相談センター」に電話する旨の注意喚起を行うことにした。

平成27年度は、クリアファイルの保管状況や関係者への普及啓発の実施状況等を把握するため、クリアファイル配布先に再度アンケートを行う予定である。

2 平成27年度重点項目に向けた取組

こころの健康づくりをすすめよう

(1) 目標

小学校高学年の悩みをもつ子供や、友達の悩みを聞いた子供が、悩みを一人で抱え込まずに早期に大人や相談機関へ相談することができる。

(2) 取組内容

ア 自殺予防啓発媒体の作成と検討の経緯

平成25年度に中学校1年生向け自殺予防普及啓発冊子を作成配布した際、中学校での環境の変化に適応できず、不登校などの問題行動が表出し始める前の段階である小学生に向けた啓発も必要との要望があがったことを受け、平成26年度より「学校保健と地域保健との連携会議」において、小学校高学年生向け自殺予防啓発媒体の作成について検討を開始した。

イ 自殺啓発媒体作成メンバー

検討に当たっては、学校及び地域保健の関係者等で構成する「学校保健と地域保健との連携会議分科会」メンバーに加え、児童分野や精神保健分野、教育等の専門家のスーパーバイズを得るため、地域における新たなソーシャルキャピタルを発掘し、関係機関を訪問して協力を依頼した。

それぞれの現場で感じている子供のこころに関する問題等の現状について、ヒアリングやメールでのやり取りを行うなかで、相互理解を深めながら検討を重ね媒体案を作成した。

【学校保健と地域保健との連携会議分科会委員】

圏域養護教諭代表、圏域母子保健主管課保健師、学校保健と地域保健との連携会議代表（学芸大教授、学校長）、保健所

【学校保健と地域保健との連携会議分科会専門委員】

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合センター室長、多摩総合精神保健福祉センター副所長、小平児童相談所心理相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教育相談室、市子ども家庭支援センター

(3) まとめ

平成27年度重点項目に向けた取組として、平成26年度から媒体作成に向けた検討を開始した。学齢期を対象とした自殺予防対策には、児童と先生、保護者が一体となって取り組むことが重要であることから、児童向け小冊子、教職員向け解説書、保護者向けリーフレットを作成し、圏域の小学校6年生及びその保護者と教職員に向けて配布することとした。

学齢期を対象に児童本人に向け自殺予防を啓発する取組は全国的にも希少であり、また、配布に当たっては、子供の発達段階に合わせた普及啓発を行う必要があることから、平成27年度は、モデル校への模擬授業を実施するなど教職員・児童に向け丁寧な取組を行っていくこととしている。

3 平成25年度重点項目の継続的取組

食品の安全を確保する

(1) 平成26年度実績

平成25年度は、都民向けリスクコミュニケーションを実施し、食品衛生への都民の関心を

高める活動を行った。平成26年度は食品衛生情報等について、より多くの都民に対してタイムリーな情報を発出し、啓発することを目的に食品衛生情報誌を活用した普及啓発を行った。

○タイムリーに情報提供できるよう、年2回発行していた食品情報誌を年4回発行し、充実を図った。

「弁当の食中毒を予防について」（平成26年6月発行）

「ノロウイルス食中毒を防止について」（平成26年10月発行）

「食品の異物混入について」（平成27年1月発行）

「食品衛生法施行条例が一部改正について」（平成27年3月発行）

○食品衛生講習会（実務講習会A）を活用しての事業者への配布に加え、新たに地区で食品衛生の推進を行う食品衛生推進員や、食品衛生協会の自主管理を担う食品衛生自治指導員などのソーシャルキャピタルを活用し、普及啓発への協力を依頼した。

（2）平成27年度計画

平成26年度の実績を継続し、都民、食品関係事業者、その他関係者に対して正しい情報を発信し普及啓発を行っていく。

こどもの急なけがや病気にあわてないために

（1）平成26年度実績

平成25年度末実施の圏域5市における電話相談先周知状況調査では、電話相談先の周知・活用状況等が、＃8000については46.8%、＃7119については59.7%であった。かかりつけ医の有無については、89.4%がかかりつけ医を「持っている」と回答があり、年齢が上がるにつれて「持っている」との回答が多かった。しかし、「急病の時どう対処していいかわからない」、「急病の時にどこに相談していいかわからない」「夜間・休日にかかることがわからない」という不安を抱えており、引き続き普及啓発が必要と思われた。

調査結果は、今後の各市の普及啓発に役立て頂くよう、平成26年7月に開催した「5市・保健所連絡会」で報告し、還元した。

平成25年度に作成した「受診時メモ帳」について、継続して配布するため、各市の出生数見合いの15,000部を作成し、各市に対して乳幼児健診等において配布するよう依頼した。

（2）平成27年度計画

ア 平成26年度に引き続き「受診時メモ帳」を配布し、電話相談先の周知を図る。

イ 圏域5市母子保健主管課と連携して、電話相談先周知状況調査を行い、平成25年度に実施した調査内容と比較し効果の検証を行う。

平成27年度事業計画

過去2年間の取組実績を踏まえ、所内PTで繰り返し議論し、別紙のとおり事業の再構築を図った。

課題別プランで実施した各ツールについて、継続して提供していくため、ツールを作成した後どのように活用していくかのアイデアを出し合っていくことを目的に、所内に若手職員を中心としたWGを設置することとした。

WGでは、動画等の映像の配信など、最新の情報を受け手側がアプローチしやすい手法で提供できる効果的な啓発手法の検討を行う。

5項目それぞれの取組については、リスクコミュニケーションや参加型の手法に加え、新たなソーシャルキャピタルの活用や、受け手側のニーズに沿った情報発信などソーシャルキャピタルを活用した普及啓発の更なる充実に取り組む。

保健医療情報の戦略的発信

平成25・26年度

ソーシャルキャピタルを活用した情報発信

- 主に紙ベースによる情報発信
- 情報の更新には時間と経費を要する
- 情報が到達するまでには一定の時間を要する

平成27年度

ソーシャルキャピタルを活用した情報発信の充実

- 新たなソーシャルキャピタルの活用
(シルバークリスタル等)
- 受け手側のニーズに合った情報発信 (FM 西東京)

食品衛生協会

食品の安全

- リスクミ
- 食品衛生情報の配布による情報発信

たばこ

- 受動喫煙防止対策リーフレットの配布
- 受動喫煙防止対策実施状況に関するアンケート調査の実施

学校・高齢者施設

こころの健康

- 小学校高学年生に向けた自殺予防普及啓発媒体の配布

新型インフルエンザ

- 新型インフルエンザ普及啓発用クリアファイルの配布

市

小児救急

- 受診時メモ帳の配布

情報の受け手

○団体等の所属メンバーとその関係者を中心

○シニア世代・高齢者が多い

平成27年度
ITを活用した情報発信

ITを活用した情報発信

ホームページでの動画の配信

- 手洗い
- マスクの装着方法
- おう吐物の処理方法 など

情報ルームの活用

- 動画・ビデオ放映

情報の発信

- メルマガの発信

○団体等に属しておらず、従来のアプローチの仕方では届かない都民へのアプローチ

○IT世代へのアプローチ

保健所
(行政)

- 動きのある情報は動画を用いることで、視覚的效果が期待できる
- 迅速に情報発信ができる